

日本スポーツ振興センターへの申請についての説明

「日本スポーツ振興センター」への申請とは、学校の管理下※1で起こったケガや病気により、医療機関(整骨院、接骨院を含む)を受診した場合、保護者からの依頼があった場合にその医療費が返金される制度です。

申請にはさまざまな手続きが必要です。以下の手続きの方法と注意点をご確認ください。

※1「学校の管理下」・・・授業中・休憩時間・部活動・登下校・遠足等の課外活動・宿泊を伴う(国内のみ)行事

【手続きの方法】

【注意】
ケガをした日から
2年以内
に申請して下さい

1. 「学校管理下におけるケガの発生報告書」の作成 ★家庭で記入

①保護者・生徒が学校(担任・顧問・保健室)でもらう、もしくはホームページよりダウンロードする。

②保護者が「学校管理下におけるケガの発生報告書」を記入する。

※病院を受診しない場合・日本スポーツ振興センターへ申請をしない場合は1・2だけを記入し保健室に提出してください。

③生徒が担当教員※2に内容を確認してもらい、印鑑もしくはサインをもらう。

※2「担当教員」・・・授業中＝「学年教員」と「教科担当者」

・休憩時間・登下校・遠足等の課外活動・宿泊を伴う(国内のみ)行事＝「学年教員」

・部活動＝「学年教員」と「部活動顧問」

2. 「医療等の状況」の作成 ★医療機関で記入

①生徒が「学校管理下におけるケガの発生報告書」を保健室に持参する。(保健室が内容確認)

②保健室より「医療等の状況」※3を生徒に渡す。(「学校管理下におけるケガの発生報告書」も一旦返却)

※3「医療等の状況」

・「医療等の状況」は1ヵ月につき1枚の用紙に受診した月の診療点数が記入される。

・治療期間が長期にわたる場合は、すべての治療終了後、まとめて提出も可。

★以下の場合は他書類が必要(保健室でもらう、もしくはホームページよりダウンロード)

・整骨院・接骨院を受診 → 「医療等の状況(整骨院・接骨院用)」

・薬や湿布等を院外処方された場合 → 「調剤報酬明細書(処方箋薬局用)」(処方薬局が記入)

・医療機関で治療用装具(サポーター等)の装着を作成した場合

→ 「治療用装具明細書」(医療機関が記入) *提出時は「領収証の写し」を添付

・1ヵ月の診療点数(「医療等の状況」の点数)が7,000点以上の場合 → 「高額療養状況の届」

③医療機関で各書類を記入してもらう。

3. 保健室に申請書類の提出

生徒が「学校管理下におけるケガの発生報告書」と「医療等の状況」を保健室に提出する。

4. 申請手続き(毎月初め)および給付

保健室が日本スポーツ振興センターに申請し、2～3ヵ月後、給付金が下りる。(事務室から保護者に連絡)

《注意点》

- ・治療終了までの合計診療点数が500点(5000円)以上の場合が給付対象です。
- ・申請内容によっては再請求や給付対象外になる場合があります。その際は保健室よりお知らせいたします。
- ・災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ・同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ・学校でのケガで病院受診された場合は必ずご連絡ください。よろしくお願ひ致します。